宿毛市ふるさとワーキングホリデー事業受入企業募集要項

１　目的

　首都圏をはじめとする県外の若者（大学生等）などを募集し、宿毛市内で1週間から２週間程度働きながら地域住民との交流や学びの場などを通じて田舎暮らしを体感できる「宿毛市ふるさとワーキングホリデー事業」を実施するにあたり、受入していただける法人又は個人（以下「企業」という。）を募集します。

２　募集要件

　次の要件を満たす企業等とします。

（１）労働関係法令に基づく労働契約を結ぶとともに参加者に対して正当な賃金（最

　　低賃金以上）を支払うこと

（２）労災保険の加入など必要な手続きを行うこと

（３）宿毛市の特性を活かした就労体験ができること

（４）交流イベントや学びの機会を与える場等を企画または紹介し、参加させることができること

（５）おおむね1週間から２週間受け入れることができること

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律台７７号）第２条第２号に該当しない事業者

３　受入企業への助成

　次に係る費用については、宿毛市ふるさとワーキングホリデー補助金交付要綱により、市が負担します。

（１）参加者の作業着等の購入費用　　　上限１０,０００円／人

（２）研修資料代　　　　　　　　　　　上限　３,０００円／人

（３）参加者の就労中の労災保険料等　　上限　９,０００円／人

４　受入期間

　令和７年２月１３日から令和７年２月２８日のうち1週間から２週間程度

　※受入企業と参加者の希望により調整することとします。

５　応募方法

宿毛市ふるさとワーキングホリデー事業受入企業申込書（企画課で配布、または宿毛市ホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入のうえ、FAX・メール・郵送・持参のいずれかの方法で企画課まで提出してください。

６　申込締切

　令和６年９月３０日（月）

７　その他

受入企業は、この事業による業務を実施する為に知り得た個人情報について、事業

に必要な目的以外に使用することはできません。事業の終了後も、個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報の取扱いを適正に行うようにしてください。

８　お問い合わせ・提出先

　〒７８８－８６８６　宿毛市希望ヶ丘1番地

　宿毛市役所　企画課移住定住推進室

　TEL：０８８０－６２－１２５６

　FAX：０８８０－６２－１２７４

　E-mail:1165@city.sukumo.lg.jp